

春日部市長の給料の額の特例に関する条例

市長に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条第1号の規定にかかわらず、令和4年1月1日から同年12月31日までの間においては、同号に規定する額から当該額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。